

プロポーザル説明書

地域クラブ活動推進事業 休日運動部活動管理運営等委託に係るプロポーザル（技術提案書）提出に関する詳細は下記のとおりとする。

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 地域クラブ活動推進事業 休日運動部活動管理運営等委託
- (2) 業務内容 飛島学園の休日運動部活動に関する運営
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年8月31日まで
- (4) 活動実施期間 令和8年9月1日から令和9年8月31日まで
- (5) 事業年度 令和8年度・令和9年度
- (6) 発注者 愛知県海部郡飛島村
- (7) 事業予算

総額は、金9,949千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

なお、年度ごとの内訳は以下に示すとおり。

令和8年度は、金5,668千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度は、金4,281千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2. 事業計画の概要 別添資料（仕様書）のとおり

3. 提案書の提出者に要求される資格

- (1) 飛島村プロポーザル方式実施要綱第4条の条件を満たすこと。
- (2) 村が実施する地域クラブ活動推進事業の目的に沿って、安全・安心・円滑に業務を遂行できる法人であること。

4. 選定基準及び特定基準

(1) 提案書提出者を選定するための基準

評価項目	評価基準
1. 地域性〈業務打合せ、事務調整等の利便性〉（3点）	(1) 本社または支社等の業務拠点及び所在地
2. 不誠実な行為の有無（3点）	(1) 飛島村が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないもの
3. 事務所の実力〈業務経歴等〉（3点）	(1) 同種又は類似業務の業務実績
4. 運営スタッフの能力（3点）	(1) 運営スタッフの経歴・指導実績等
5. 経営規模（3点）	(1) 会社設立年月日・資本金・事業所数・社員数・社会保険加入の有無等
評価点合計	15点

- (2) 提案書提出者を選定するための評価方法は下記のとおりとする。
- ア 各項目は1点から3点まで1点きざみの配点とする。
 - イ 各者の評価点は最大15点とする。
 - ウ 参加表明書に添付された技術資料により、(1)の項目を評価して評価点を求める。
 - エ 評価値は、各審査委員の評価点の平均値とする。
 - オ 基本的に1項目でも1点がある場合は、提案書提出者として選定しない。
- (3) 提案書提出者を選定する概数
・5者
- (4) 提案者を特定するための評価基準

評価項目	評価基準
1. 指導実施におけるマネジメント (20点)	(1) 効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか。 (2) 運営スタッフの協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか。
2. 指導者の質の向上 (20点)	(1) 運営スタッフの質の向上のために人材育成に係る具体的な方策はあるか。 (2) 人材育成以外の指導者の質の向上に関する取り組みはあるか。
3. けが・事故・緊急事態発生時の対応 (20点)	(1) けが・事故発生時等の緊急時の対応に関する適切な方策がとられているか。 (2) 不祥事発生時の対応が迅速かつ的確か。
4. コンプライアンス (20点)	(1) 法令遵守や不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか。 (2) 適切な情報の管理及び保護に関する対策がとられているか。
5. 保護者との信頼関係の構築 (20点)	(1) 保護者との適切な連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。 (2) 保護者からの問い合わせに対応する体制や方策がとられているか。
6. 学校との連絡・連携 (20点)	(1) 学校との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。 (2) 部活動顧問との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。
評価点合計	120点

- (5) 提案者を特定するための評価方法は下記のとおりとする。
- ア 各項目は評価基準ごとに1点から10点まで1点きざみの配点とする。
 - イ 評価点は最大120点とする。
 - ウ プロポーザル参加者の提案書及びプレゼンテーションにより、(4)の項目を評価して評価点を求める。
 - エ 評価値は、各審査員の評価点の平均値とする。
 - オ 評価値の高いものから順位をつける。

5. 審査委員会及び結果の通知

(1) 審査委員会

プロポーザルの特定に係る審査は、次に掲げる審査委員により組織された審査委員会が行う。

	役 職	所 属 等
1	委員長	教育長
2	委員	飛島学園校長
3	委員	飛島学園教頭代表
4	委員	教育課長
5	委員	生涯教育課長

(2) 選定結果の通知

審査委員会が、上記4. (1) の基準に従って審査を行い、所定の手続きが終了次第、選定された者に対して、その旨を書面により通知する。選定されなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面により通知する。

(3) 特定結果の通知及び公表

審査委員会が、上記4. (4) の基準に従って審査を行い、所定の手続きが終了次第、特定された者に対して、その旨を書面により通知する。特定されなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面により通知する。なお、審査結果については、飛島村ホームページにより公表する。

6. 手続き等

(1) 事務担当 (以下「プロポーザル事務局」という。)

愛知県海部郡飛島村教育委員会 生涯教育課

住 所 〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

電 話 0567-52-3351 (代表)

F A X 0567-52-2155

E-mail tb-syakyo@vill.tobishima.lg.jp

(2) 参加表明書

- ア 提出期限 **令和8年4月24日(金)午後5時【必着】**
- イ 提出場所 プロポーザル事務局
- ウ 提出方法 郵送または持参とする。
- エ 提出書類 ・参加表明書(様式第1号)
- オ 提出部数 **8部**
- カ 参加表明書に添付する技術資料の内容
 - ・上記4. (1) の評価基準の分かるもの

(3) 提案書・見積書

- ア 提出期限 **令和8年5月22日(金)午後5時【必着】**
- イ 提出場所 プロポーザル事務局
- ウ 提出方法 郵送または持参とする。
- エ 提出書類 ・提案書(書式自由、ただし4. (4) に沿って作成)
・見積額調書(別紙)

オ 提出部数 8部

7. 質疑

(1) 説明書に対する質問

- ア 受付期間 令和8年4月9日(木)～4月16日(木)午後5時
- イ 質疑回答 令和8年4月17日(金)まで
- ウ 質問がある場合は、プロポーザル事務局宛に電子メールにて質問すること。
- エ 回答については、メールにて行う。
- オ その他 質疑回答書の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

(2) 提案書の提出要請書に対する質問

- ア 質問の受付期間等については、提案書提出者に選定された者に別途通知する、提案書の提出要請書に記載する。

8. ヒアリングの実施

(1) 実施日程

- ア 令和8年6月3日(水)(予定)
- イ 実施場所や時間については、別途参加者に通知する。

(2) 内容

- ア 1提案者当たりの出席者は2名までとする。
- イ 1提案者当たりの持ち時間は30分以内とする。
(説明時間20分、質疑応答10分を予定)
- ウ プロジェクター及びスクリーンを用いて説明することができる。その際はあらかじめプロポーザル事務局に連絡すること。パソコン等その他機材については提案者が用意すること。

9. 無効となる参加表明書または提案書

参加表明書または提案書が次に掲げる事項に該当する場合には無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) この説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。

10. 失格となる応募者

応募者が、次に掲げる事項に該当する場合には失格となる場合がある。

- (1) 応募者が、この説明書に定める手続き以外の手法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合。
- (2) ヒアリング等に追加資料等を提出した場合。
- (3) その他審査委員会が不適切と認める場合。

11. 委託契約

本業務の実施に最も優れた提案者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の

理由で契約をできない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

- (1) 契約書作成の要否 「要」
- (2) 契約期間：契約締結日の翌日から令和9年8月31日（火）
- (3) 活動実施期間：令和8年9月1日（火）から令和9年8月31日（火）

12. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定以外の目的で使用することはないが、必要な範囲内において複製を作成することがある。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 「提案書等」の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) この契約は債務負担行為に係る契約であり、委託料の支払いについては、令和9年4月及び9月の2回払いにてしはらうものとする。